

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和 5 年 4 月

山 口 県

目 次

はじめに	1
第1 普及指導活動の課題	1
1 成長を支える多様な人材や中核経営体の確保・育成	
2 需要の変化に対応した持続可能な生産供給体制の確立	
3 県産農産物の需要拡大	
4 農村振興に関する支援	
第2 普及指導活動の方法に関する事項	3
1 重点化すべき課題に対応した取組の推進方向	
2 普及指導活動の効果的・効率的な運営	
第3 普及指導員配置に関する事項	7
1 農林(水産)事務所農業部(普及指導センター)	
2 農林業担い手支援部(農業大学校)	
3 企画戦略部(農業革新支援センター)	
第4 普及指導員の資質向上に関する事項	8
1 人材育成計画と資質向上の方法	
2 計画的な普及指導員研修の実施	
第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	9
1 他産業に関する指導機関等との連携	
2 農業に関する教育への協力	
3 海外技術協力への対応	

協同農業普及事業の実施に関する方針

はじめに

農業・農村は、食料の安定供給、県土・自然環境の保全など県民経済や生活の安定に貢献する等重要な役割を果たしており、本県の協同農業普及事業はその発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし、本県の農業・農村は、担い手の減少・高齢化をはじめ、近年頻発する自然災害や気候変動等の環境問題、国際情勢の変化に伴う生産リスクなど、様々な課題に直面しており、これまで農業・農村が果たしてきた役割・機能の消失が危惧されている。

このような中、協同農業普及事業は、本県農林水産業行政の計画「やまぐち農林水産業振興計画」に基づき、成長を支える多様な人材や農業中核経営体を確保・育成し、これらが核となった生産構造への改革に取り組むとともに、需要の変化に的確に対応できるよう農業生産供給体制の強化に取り組むことで、本県農業の持続的な発展や農村振興を図ることが重要である。

さらに、こうした農業・農村が抱える課題に的確に対応していくため、今後の協同農業普及事業の運営に当たっては、直接農業者に接して支援を行う普及指導員は、コーディネート機能とスペシャリスト機能を併せて発揮し、技術を核として、情報力、立案力、指導力をもって、農業者の所得向上等による産業振興対策と地域農業の活性化につながる農村振興対策を総合的に支援する普及指導活動を展開する。

このため、本県における協同農業普及事業の実施に関する基本的な考え方を示すものとして、「山口県協同農業普及事業の実施に関する方針」を定める。

第1 普及指導活動の課題

本県の農業・農村の持つ役割や機能が十分発揮されるよう、地域農業における人・農地・生産の状況等を踏まえ、次に掲げる事項を基本的な課題とし、国が定める「食料・農業・農村基本計画」に基づく諸施策や県施策を積極的に活用し、重点化した普及指導活動を展開する。

普及指導の重点対象は、農業中核経営体、新規就業者、経営参画に意欲的な女性農業者のほか、人・農地プランに位置づけられる認定農業者や青年農業者等の経営改善に意欲的な農業経営者、新たに農業参入する企業等とする。

また、関係機関・団体との連携により、農業協同組合の営農指導活動をはじめ、各機関が担うべき分野との役割を明確にして活動する。

1 成長を支える多様な人材や農業中核経営体の確保・育成

農業の担い手の高齢化と減少に対応するため、募集から研修を経て就業、定着までの一貫した「日本一の担い手支援策」をさらに強化するとともに、経営発展を目指す担い手が生産の大宗を担い、新規就業者の受け皿となって、地域を牽引する農業中核経営体へと成長・発展する取組を推進する。

また、多様な担い手の確保に向け、新たに農業参入する企業にも対応していくとともに、女性の能力発揮及び経営参画促進などの取組を推進する。

(1) 新規就業者の確保・定着

新規就業者を確保するため、国及び県の新規就業支援対策・制度を活用し、受け皿となる法人や地域の体制づくり、募集活動、研修調整、受入法人や地域との調整、就農準備や円滑な経営開始、就農後の早期の経営安定化等定着を図る。

(2) 農業中核経営体の確保・育成と経営基盤の強化

地域の農地を守り、効率的な営農を維持していくため、従前から取り組んでいる集落営農法人の確保・育成を引き続き推進していくとともに、個別経営体の法人化や認定農業者の確保・育成を推進する。

また、地域農業の中核となる集落営農法人をはじめとする農業中核経営体等の多くは、厳しい経営環境や高齢化の問題に直面していることから、新規就業者等の受け入れによる世代の若返りや農地中間管理機構を活用した農地集積、経営の複合化・多角化、集落営農法人連合体の形成などの法人間連携等による経営基盤の強化を図る。

(3) 地域の調整機能を活かした営農支援体制づくり

地域が作成する人・農地プランの実質化や、地域計画の策定を後押しし、各関係者との役割分担の下、農業中核経営体や認定農業者などへの農地集積を促進する。

また、効率的な営農に向けた支援、法人間連携や複数集落が一体となった生産体制の構築、日本型直接支払制度等の関連施策との調整等を支援する。

(4) 新たに農業参入する企業等への対応

農外からの農業参入を目指す企業については、農地集積や雇用先として期待できることから、地域と協働して活性化につながる取組を推進する。

(5) 農村女性リーダー・女性経営参画者の育成

農業経営や地域活動等における女性活躍を促進するため、各種方針決定の場へ積極的に参画する女性リーダーの育成を図るとともに、地域農業をリードする経営体において多様に活躍できる女性経営者・経営参画者の育成やネットワーク活動を支援する。

また、女性が働きやすい経営体育成や企業・団体との連携強化、地域活動の推進により女性が能力を発揮できる環境づくりを推進する。

2 需要の変化に対応した持続可能な生産供給体制の確立

水稲に特化し、生産基盤が脆弱な本県農業の現状を踏まえ、持続可能な生産活動が展開できるよう、新技術の開発、普及定着や、環境負荷の低減にあわせ、安心・安全な農産物の生産と供給を支えるしくみづくりを推進する。

また、需要と結びつく米・麦・大豆の産地育成やそのための種子生産、地域特性を活かした園芸産地の育成等、効率的で持続的な経営が可能な法人等の農業中核経営体を核とした生産体制の強化と需要に対応した産地の育成を図る。

(1) 実需者のニーズに応える農産物の結びつき強化・生産振興

主食用米や酒米の事前契約など、農業中核経営体を核とした生産者と実需者の連携強化により、需要に的確に応える生産強化に向けた取組を促進する。

また、米・麦・大豆や園芸品目等を組み合わせた農業中核経営体の経営複合化、県域での適地適作の誘導、地域間連携の強化を図る。

さらに、市町が作成する「産地パッケージ計画」に基づき、新規就農者の受入支援及び生産力の強化をハード・ソフト両面から総合的に支援することにより、園芸産地等における生産規模拡大を推進する。

(2) 安心・安全な農産物の供給

安心・安全な農産物の生産、供給を拡大するため、農業生産工程管理手法（以下「GAP」とする。）の実践を推進する。

(3) カーボンニュートラルに貢献する持続可能な農業の推進

持続可能な農業の実現に向けて、エコやまぐち農産物の生産拡大を推進するとともに、有機農業や、環境保全型農業直接支払制度を活用した取組を支援し、環境負荷低減事業活動を推進する。

(4) 生産を支える先端・先進技術の活用

本県農産物の産地競争力の強化やオリジナル性を発揮するため、試験研究で開発された新品種やスマート農業などの先端・先進技術について、地域の特性、適地性などを踏まえた技術実証・組立等を行い、その普及定着を図る。

3 県産農産物の需要拡大

県産農産物等の需要拡大を図るため、デジタル技術等を活用した生産者と消費者の相互理解の促進や、地産・地消の促進、国内外における販路開拓・拡大に向けた産地の取組を支援する。

また、普及指導の重点対象者が行う6次産業化・農商工連携により、地域内事業者の連携や他産業との連携を強化し、農産物等の高付加価値化による収益力向上を支援するとともに地域活性化を図る。

4 農村振興に関する支援

本県の農村は、生産と生活の場が一体であり、人口の減少は、農業生産力の低下のみならず、集落機能の著しい低下にもつながる。

このため、持続可能な農業・農村をめざし、集落の自治機能に配慮しながら、多様な人材の活用による地域課題の解決を図るとともに、集落営農法人等を中心とした営農の支援体制づくり、農村が有する多面的機能の維持・発揮対策及び鳥獣被害防止対策の推進を支援する。

第2 普及指導活動の方法に関する事項

1 重点化すべき課題に対応した取組の推進方向

(1) 担い手の確保・育成に向けた新規就業者等への支援の充実・強化

普及指導員は、青年層を始めとして農業の内外からの新規就業者の確保と早期の経営確立、定着促進のため、主として技術指導や経営指導の観点から、就農準備段階から経営開始後まで、一貫して支援する地域の就農受け入れ体制に参画し、市町、農業協同組合、教育機関、農業者（指導農業士等）、農地中間管理機構、農業委員会、民間企業等の関係者・関係機関と連携して、新規就農等を支援するとともに、新規就業者の受け皿や地域の核となる農業中核経営体の確保と経営発展を支援する。

また、人・農地プランの実質化及び地域計画の策定や実行等の取組を通じ、次世代の担い手等への生産基盤及び経営の継承を推進すると同時に、農業中核経営体等への農地の集積・集約に向けた合意形成、経営複合化をはじめとした技術支援、地域間連携の強化等を支援する。

なお、普及指導員は、担い手等の技術、経営状況、意欲等に応じて、支援内容を設定するよう努める。

また、女性の活躍を推進するため、第一次産業に携わる女性団体と連携しながら女性が能力を発揮できる環境を整備するとともに、地域をリードする女性農業者を育成する。

さらに、農業青年クラブ等の主体的な活動を支援するとともに、これらのクラブと農業高校生や農業者研修教育施設の学生等が交流し、相互に学習できるよう努める。

(2) 新技術導入等による生産振興に関する支援

試験研究機関や農業機械メーカー等と連携し、ロボット・AI・IoT等の先端技術を組み入れた新たな技術体系の検討や導入効果の検証等を実施することで、地域特性・適地性を踏まえた、農業経営の維持及び発展に効果的な技術体系の確立を推進する。併せて、その結果を広く農業者等に示すことにより新たな技術体系の地域への導入と定着を図る。

また、特色ある産地づくりに資すると同時に、農業者の所得向上につながる付加価値の高いオリジナル品種や需要に的確に応えられる品種の普及に取り組む。

さらに、国際水準GAPの実践を推進するとともに、持続可能な農業の実現に向けて、有機農業等の農産物の生産拡大の促進を図ることで、環境負荷の低減にあわせ、安心・安全な農産物の生産に向けた取組を支援する。

(3) 需要拡大に関する支援

デジタル技術等を活用し、農産物の魅力や美味しさを幅広く発信するとともに、生産者と消費者の相互理解を促進する。

また、地産・地消の推進や国内外に向けた販路拡大・需要拡大に対応した産地育成を支援する。

(4) 農村振興に関する支援

普及指導員は、地域の多様な関係機関と連携して、様々な普及指導活動の課題に対応するため、地域コミュニティの維持・強化や地域内外の人・組織との支え合い、地域資源の活用、地域活動を担う女性の能力発揮等、地域ごとに異なる農村の課題解決を支援する。

また、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、多様な人材（他産業退職者、高齢者等の地域雇用、県内外からの就業者等）の活用促進に努める。

さらに、日本型直接支払制度の積極的な活用を推進することで、集落機能の維持強化に向けた取組を支援する。

2 普及指導活動の効果的・効率的な運営

(1) 新規就業者等の育成強化

農業就業構造の若返りに向けて、地域内外からの青年層をはじめとする多様な年齢層の担い手の確保・定着を促進するとともに、次世代に農地等の資源を着実に継承することが重要であることから、新規就業者の育成、円滑な経営継承、企業の農業参入及び新規就業の受け皿となる農業経営の法人化の推進に向けた活動を強化する。

このため、「日本一の担い手支援策」を推進する技術指導の拠点として、農林総合技術センター農林業担い手支援部（以下、「農林業担い手支援部」という。）での研修、就農・就業支援機能を拡充・強化し、新規就業希望者や農業へ関心のある者を対象に、高度かつきめ細かい技術研修を実施し、県域・地域の関係機関が連携して就業希望地域や受入法人との調整等を行い、新規就業者の確保・定着を支援する。

そこで、農林(水産)事務所農業部と農林業担い手支援部が県域・地域の関係機関と連携し、受入法人や地域農業者との調整を進め、募集から研修、就業、定着までの一貫した支援を実施する。

(2) 先進的な農業者とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験等に学び、共に地域農業・農村を振興する意識付けが重要である。

このため、先進的な農業者等に対しては、普及指導計画の策定と評価に際して意見を求める他、地域農業・農村の振興や新規就業者の育成を協働で行う。

また、農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、その役割を適切に果たすため、県内の先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップを構築する。

また、新技術の実践や経営体の育成、加工・販売事業など、地域リーダーとして先導的な役割を担う指導農業士等の農業者、その他農業に関連する事業について高い見識を有する者を普及指導協力委員に位置づけ、積極的に協力を得ると同時に、掘り起こしを含めた普及指導協力委員制度の一層の活用等に努める。

(3) 研究開発への普及指導員の積極的な参画

ア 試験研究と普及指導活動の連携・調整は、農林総合技術センター企画戦略部（以下、「企画戦略部」という。）が中心に行うことにより研究成果の迅速な普及や課題の解決に努める。

イ 地域の課題に即した研究開発や迅速な研究成果の普及に向け、研究機関に対して現場の課題や技術の改善点を積極的に伝えるとともに、現地実証や生産現場に即した実用性の高い技術組立を行うなど、経営体育成に連動して研究開発を支援する。

ウ 緊急に解決すべき高度な技術課題に対しては、研究・普及が連携し課題の共有化を図るとともに、研究員と農業革新支援専門員、普及指導員がプロジェクトチームを編成するなど、研究開発とその技術の組立実証・普及を加速化し、現場課題の迅速な解決に努める。

エ 課題の内容に応じて、独立行政法人、大学、民間企業等の技術シーズを有する多様な者及び産学連携に知見を有する者との積極的な連携に努める。

(4) 民間企業等との連携強化

民間企業等から農業者に対して知見が提供される分野（税務、会計・経理、労務管理、農畜産物加工、マーケティング、ICT、高度な機械化技術等）では、提供された知見を積極的に活用する。その際、普及指導員は、民間企業等の関係者が役割や強みを発揮できるよう、地域農業に係る公表可能な幅広い情報を提供した上で、関係者の役割分担を明確にして活動に取り組む。加えて、民間企業等と農業者や地域の関係機関等とのコーディネートを含め、取組全体の総括・点検等を行う。

農業革新支援専門員は、普及指導員と関係者との連携と役割分担が適切に図られるよう、連携の状況や知見の内容等を把握するとともに、情報交換を促進するよう努める。

(5) 都道府県間の連携

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力を努めるとともに、必要に応じて、地球温暖化対策や災害への対応、病虫害防除等の知見・経験の共有化を行う。

(6) 普及指導計画の策定と評価

ア 農林(水産)事務所農業部は、管内の普及指導対象や地域課題を整理した上で、重点課題の解決を図るプロジェクト課題、単年度で課題解決を図る一般課題(技術、施策)を設定し、活動対象や目標、活動方法、プロセスを明確化した普及指導計画を作成する。

イ 普及指導計画作成に当たっては、関係機関との業務分担及び連携等の調整に努める。

ウ 普及指導活動に対する評価は、内部評価を適切に実施し、計画の進捗状況や新たな課題の整理等を行い、目標達成に向けた戦略性のある活動展開が行われるように努める。

また、課題の設定から活動プロセス、成果等について先進的な農業者や関係機関等からの外部評価を受け、得られた評価の結果は、次年度以降の普及指導計画における活動体制や課題設定の改善に反映し、一層重点的かつ効率的な活動を展開するよう努める。

エ 重点課題等の内容や活動の成果及び外部評価結果を積極的に公表するとともに、普及指導活動についての情報発信に努める。

(7) 農林(水産)事務所農業部の運営

ア 普及活動がより効率的に実施されるよう、各地域の農業再生協議会や農業改良普及協議会等を通じ、市町や農業協同組合、民間や普及指導協力委員をはじめとする外部有識者との綿密な連携と的確な役割分担に努め、各機関等と一体的な取組を促進する。

イ 農業者等に対する情報提供及び相談の場並びに普及指導員の活動拠点としての機能が十分に発揮されるように努める。

また、所属する普及指導員は、組織的な活動に努めるとともに、ICT等を活用した情報交換・情報発信を行うことにより効果的・効率的な普及指導活動の展開を図る。

ウ 農業者等から要望の高いスマート農業等の取組に対応するため、試験研究機関や民間企業等と連携し、必要な情報を収集・整理するとともに、集めた情報や支援を通じて得られた知見・情報が共有されるように努める。

エ 新規就業希望者等に対して、市町等関係機関や研修教育運営を行う農業担い手支援部と連携を図り、研修教育終了後の就農・就業促進及び習得技術の経営実践を支援するとともに、新規就業者の定着に向けた受け入れ体制づくり、就農・就業相談、農業法人や地域農業者との調整、就農・就業後の課題解決等について、一貫した総合支援を実施する。

オ 農業中核経営体等の経営発展・体質強化に向けた各課題に対し、市町等関係機関との連携・調整や、県農業経営・就農支援センターの専門家派遣を活用する等、課題解決に向けた支援を実施する。

カ 青年農業者等による地域の課題への取組や農業技術の改良・経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動に対する支援を実施する。

キ 現地実証、技術組立等を行う場合は、企画戦略部や研究機関と連携・調整し、効果的、効率的な活動が展開できるよう取り組む。

ク 広域的な課題については、農林(水産)事務所農業部の枠を超え、専門項目の技術班連携を進めるとともに、必要に応じ農林(水産)事務所各部や農林水産関係各課の参画を得る等関係者が一体となって対応する。

ケ 普及指導活動の課題解決の手段として、経営所得安定対策を始めとする各種制度・事業、青年等就農資金等の制度資金、税制特例等が計画的かつ積極的に活用されるよう支援する。

コ 一般の行政事務への従事により本来の普及指導員の活動に支障が生じることがないよう留意する。

(8) 農林業担い手支援部（農業大学校）の運営

ア 新規就業希望者に対し、就業前から就業後5年間の定着期までに、段階に応じて継続的に研修を行う中核的な機関として、実践的な農業の技術力と経営力を備えた農業者の育成を図る。また、先進的な農業者、民間の農業経営者、教育機関等とも連携し、新規就業希望者のニーズに応じた研修や就農相談、農業法人等とのマッチング等就業支援に関する取組を実施するなど、社会人研修の内容の充実強化を図り、学生教育と併せて効率的な研修教育を行う。

イ 市町等関係機関と連携し、将来の就農・就業が期待される農業高等学校の生徒等に対

する実践的な研修機会の提供や、研修教育等に関する情報の提供等の支援に努める。
ウ 研修教育の内容やその成果、実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行う。

(9) 企画戦略部（農業革新支援センター）の運営

ア 県の高度で革新的な技術の総括として、普及指導員の指導力の向上、県の技術課題や対策の取りまとめ、企画・提言、調整を行う。

加えて、農林(水産)事務所農業部の重点課題解決のため、各農業部の普及指導員等が連携して活動する県調査研究課題（重点プロジェクト）を実施する。

また、行政部局・試験研究各部門・民間企業等と緊密に連携しながらその取組を支援する。

イ 新規就業希望者の就業促進を図るため、農林(水産)事務所農業部と市町等の関係機関との連携支援や定着に向けた取組を支援する。

ウ 農業中核経営体等の育成やその経営発展・体質強化、地域農業の生産構造改革、新規就業者の定着促進に向けた各課題に対し、情報収集・実態分析等を行うとともに、行政部局、試験研究機関等との連携・調整を行い、現地での課題解決が円滑に実施されるよう、その活動を支援する。

エ 現地の課題等を整理して施策提案する等、県の施策展開に積極的に参画するとともに、県施策の実施について、農林(水産)事務所農業部では対応が困難な相談に対して専門的見地から支援する。

オ 農林(水産)事務所農業部と企画戦略部が連携した取組については、課題や目標を明確にするとともに、十分な連絡と活動の分担により課題解決と目標の達成に努める。

カ 普及指導員の資質向上に向けた研修や普及方法の高度化のための活動を行う。

(10) 調査研究の適切な実施

普及指導員は、普及指導計画に整理された課題の解決を図るため、研究機関をはじめとする関係機関並びに関係者と積極的に連携し、地域特性や実情に応じた農業に関する技術等を組み立て、それを実証する等の調査研究を実施し、その成果を普及指導活動に活用するとともに、資質向上を図るために有効に活用する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 農林(水産)事務所農業部（普及指導センター）

農業改良助長法第12条第2項各号の事務を行う組織として、農林(水産)事務所農業部を設置する。

農林(水産)事務所農業部は、管内の農業経営・農村生活に係る技術・情報等を集約し、担い手や地域が抱える緊急かつ重要な課題を解決するため、専門分野等を考慮し、普及指導員を配置する。

(1) 組織の体制

普及指導活動の企画・調整・推進を行う企画普及担当、法人経営体の確保・育成や経営体への農地集積を推進する経営体育成担当、高度で革新的な技術普及等により産地育成に向けた普及指導活動を重点的に推進する産地振興課、担い手育成に向けた普及指導活動を総合的に推進する担い手支援課を設置し、農業者の多様なニーズや地域農業の抱える課題等に対して的確な対応が図られるよう、相互連携により総合力の発揮に努める。

(2) 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保

普及指導員の任用資格の取得を目指す者は、農林(水産)事務所農業部に配置し、普及指導員の監督の下に普及指導に従事させる等、計画的に養成・確保する。

2 農林業担い手支援部（農業大学校）

農業就業者等に対し研修・教育を行うため、農業改良助長法第7条第1項第5号に掲げる農業者研修教育施設として農林総合技術センター農林業担い手支援部を設置し、普及指導員を配置する。

3 企画戦略部（農業革新支援センター）

企画戦略部内に技術革新普及グループを設置し、農業技術分野ごとに農業革新支援専門員を配置する。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 人材育成計画と資質向上の方法

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題への的確に対応するため、必要な資質の向上が図られるよう普及指導員に対する研修の充実に努める。

(1) 人材育成計画

研修の計画策定及び実施に先立ち、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた人材育成計画を別に定める。

(2) 資質向上の内容

農業及びその経営に関する高度な技術、知識並びに普及指導活動の手法（新規就業者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接し普及指導ができる方法、地域内外の幅広い関係者との連携を構築する手法及び地域農業について将来の展望に基づいた戦略を立案する方法等）について、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ持続的に習得させる。

(3) 資質向上の方法

業務遂行に係る実践力を強化するために職場内におけるOJTの推進体制を整備し、積極的に実施するなど、組織的なフォローアップに努める。

また、普及指導員の研修は、国が実施する研修への参画や、県が行う現場と密着した実践指導能力や課題解決能力向上のための集合研修及び派遣研修等とし、研修の成果を現場活動や職場内へ波及が図られるよう配慮する。

(4) 普及指導手当の運用

普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用するよう努める。

2 計画的な普及指導員研修の実施

普及指導員は、基礎的職務遂行能力に加え、革新的で高度な生産・経営技術に関する能力、流通販売戦略や地域農業マネジメントに関する企画提案・実践能力など総合的に地域の課題を解決できる資質が求められることから、企画戦略部は、年度毎の研修実施計画を作成し、計画的・段階的に普及指導員の研修を実施する。

なお、研修の実施に当たっては、普及指導員自らが問題意識を持ち、主体的に国や県の研修、派遣研修等に参画するとともに、OJT等職場研修や自主的な調査研究会活動へ積極的に参画する。

(1) 新任期の指導力の養成

新任期においては、専門項目の基礎及び専門的技術、法人や新規就業者等の経営体育成の知識及び普及方法について、普及指導活動に必要な実践指導力の養成に関する研修を実施する。

なお、作目及び環境の2部門の専門項目に加え、共通項目として農業経営部門と普及指導方法が習得されるように配慮する。

(2) 高度指導力の養成

革新的な高度技術の習得等による高い専門性とそのための情報収集・調整・分析力の養成並びに法人や新規就業者等の経営体育成やその経営指導、流通販売戦略の改善、高度な普及方法等指導力の養成に関する研修を実施する。

(3) 総合指導力の養成

政策動向や本県農業の動態を踏まえた企画・提案力や地域農業マネジメントにおける調整力等の総合的な指導力を養成する。

また、普及指導員の総合力を發揮し、課題解決を行うための普及指導活動の企画・運営能力の養成に関する研修を実施する。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 他産業に関する指導機関等との連携

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、やまぐち6次産業化・農商工連携サポートセンター等との連携に留意する。

2 農業に関する教育への協力

県民の農業に対する理解の増進及び将来にわたっての農業従事者の確保に資するよう行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し情報提供等の必要な協力を行うよう努める。

3 海外技術協力への対応

海外からの技術協力等の要請に応えるため、海外からの研修生の受け入れや海外の普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供等に必要に応じて対応する。